

アジアで働くOBより

S&I International Bangkok Office 社長

いぐち まさふみ
井口 雅文



事務所からの眺め（エアポートリンクの巨大ターミナルが建築中）

はじめに

特許庁を辞し、たった一人でバンコクに事務所を構えて満13年が経つ。その間、アジア経済危機(97年)、クーデター(06年)、空港閉鎖事件(08年)など幾つかの社会的危機に遭遇した。特許庁時代の国際協力機構(JICA)個別専門家としてタイ政府商務省知的財産局での活動を加えるとほぼ15年の間、当地の知的財産分野で活動し続けたことになる。このようなアジアで仕事を本格的にやっているOBとして、読者諸氏に私の近況と幾ばくかのメッセージをお伝えしたい。

現在の仕事の紹介

日本にある国内特許事務所をイメージされている方が多いと思うが、それはかなり違う。特許・商標・意匠分野での出願業務、調査業務、年金管理業務、審判や裁判業務等など、普通の日本の特許事務所より業務範囲(業務及び地理的)が広い。カバーする地域もタイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムなどの東南アジアを含め世界中となっている。タイ日系現地法人やタイ企業から欧米やアジア全域への出願も各地の提携事務所を通じて取り扱っている。所員は現在30名(内弁護士が10名)。2005年には東京にも事務所を構え、特に東京事務所では商標や裁判業務の補助を行なっている。

また、業務面では、前述した主業務以外にも、タイへの進出してきた企業に対する知的財産の啓蒙普及活動や、タイ現地法人の企業内の知的財産教育も顧客の希望に応じて行っている。さらに、「元タイ商務省知的財産局に居た日本人専門家」ということで、タイ政府からの委託調査や相談も行っている。数年前にはタイ政府知的財産局の代理人として日本での商標登録無効の異議申し立てを行ったこともある。ある時は日本の権益を擁護する立場として、またある時はタイの権益を主張する立場といった二重の役目を負わされていると認識している。

日本の大規模特許事務所には遠く及ばないものの、当地で

は幾分名の知れた知的財産専門の事務所となるまでとなり、結構若手弁護士に人気があるらしく、今は不景気ということもあるだろうが、入所希望者が後を絶たないでいる。日本人も私を含めてバンコクに4名を擁し、日本人顧客向けの多種多様なサービスを提供できる体制となっている。

持ち込まれる案件は、決して知的財産だけに限らない。進出した企業の様々な相談事(労務や契約などから債務相談まで)を持ち込まれ、まるでビジネスコンサルタントの業容を呈している。最近では債権回収の裁判を行なっている案件もある。とにかく業務範囲の広さは、日本のように専門化された特許事務所とは比較にならない。

特許庁の外側(特にアジア)からみた日本特許庁 (存在感の薄い日本政府特許庁)

現地では日系企業の存在が圧倒的であり、今でも日本企業の直接投資額は欧米をはるかに凌いでいる。つまり経済活動という意味で、日本という国は、大いなる存在感があるにも関わらず、それに比較すると、日本特許庁という役所は、遙か遠くに霞んで見える。喩えて言うならアジアの一地方国家の役所という表現が適切かもしれない。

過去に、タイでは95年から5年間の工業所有権情報センタープロジェクトがJICAの援助で行なわれ、その成果物であるタイの公報検索システムは、今でも改造され利用されているものの、その援助が途絶えてからというもの、日本特許庁が本格的にかつ継続的に取り組んだ援助は、ほとんど無いに等しい。

プロジェクトを進行させ、かつ完成させた時代には、タイ政府知的財産局の展示室には、日本のプロジェクトに関する展示物が沢山あったが、今では全て取り払われている。まるで宴の後という感がする。その代わりとっては、失礼だが、EPOを中心とする欧州共同体のプロジェクトチーム(ECAP www.ecap-project.org)が2004年頃からタイ政府に入り込んで活動している。当に、援助協力というのは、国際競争なのである。もっ

と日本のプレゼンスを上げ、ある一定規模以上の継続できる長期の協力プロジェクトの策定と実行を切に望むものである。

(日本の特・実・意・商の制度に関心はあるが、利用者にとっては十分利用できないのが実情である)

エンドユーザーつまり、東南アジアの出願人から見て日本の制度は、料金が高すぎる。この料金では、極普通のアジアの企業にとっては、とても手が出るものではない。商標制度でさえ同じことである。政府手数料はもとより日本国内代理人手数料も含めると極めて高い。但し、制度への関心は高いので、良く学んでいるということが実態であろう。料金の高さについても一言。タイ企業が、日本特許庁が提供する中小企業の出願費用減免措置を利用しようとしたら、会社登記簿謄本の提出を要求され、タイ語から日本語への翻訳費用と勘案すると、減免措置申請を断念せざるを得なかった。制度以外にも日本の敷居は非常に高いのが実情である。

■ 特許庁現役審査官へのメッセージ

(審査官として自信と誇りを持って戴きたい)

私が入庁したのが1978年、その頃は審査請求期間が7年、さらに審査滞貨が多かったために、審査着手が出願から7年後や8年後という案件が多かったことを今でも思い出す。つまりその審査は、既に市場での商品価値が終了した頃に審査結果を出すという具合だった。「まるで後出しのジャンケンではないか。」と、当時は若かった私も何とも言えない仕事に対する喪失感や虚脱感を味わったものである。平成13(2001)年10月からの審査請求期間7年から3年へと短縮されたことにより、市場での商品が生きているうちに審査官の判断ができるという当に審査官の判断が市場で問われるという時代に入った。

さらに、世の中はITの時代である。それもインターネットにより情報がネット上で氾濫する。新規性を判断する材料は、そんな中から即座に見つけ出せる時代となった。ということは、「進歩性」が問われる時代ということである。ついに「審査官が行政官としてどう判断するかを問われる」時代となったのである。既にOBとなった私から見れば、羨ましい限りである。自らの判断を信じ、誇りを持って行政官として審査業務を行なってほしいものである。

(審査官を辞し外の世界で仕事をする時は覚悟が必要である)

職場や処遇に対する中途半端な不平や不満で仕事を辞めることは止めた方がよい。不平不満は職場に必ず渦巻いている。しかしながら、そのような不満を契機に職を辞するのは、自らの人生にとって良いとは思えない。むしろ、積極的な理由で辞めた方が、その人の人生にとって良いのではなかろうか。実に陳腐であるが、「夢」を持つことが大切である。「外の世

界」では、今や知的財産の知識を必要とする場合は、沢山あるし、広い。海外でも日本で鍛えられた審査官としての経験や知恵は十分に通用する。井の中の蛙とならず、自らの能力を試すのであれば、是非他分野や海外において挑戦して戴きたい。

さらに、外の世界(特に海外)でビジネスをするときは、全力で戦わなければならない。背中に元審査官の看板を背負い、そして出身大学、専門分野と、その人の全て(時には家庭も犠牲となる)を曝け出しながら、全力でビジネスをしなければ、世間では通用しない。「元日本特許庁審査官(審判官)です。」と堂々と顧客の前で言えるだけの審査官としての経験と実務を積み重ねてほしいものである。

(世間と接しつつ、審査官としての見識を深めてほしい)

「審査官」を観察していると、「人」というものを知らなさ過ぎるという点で驚かされる。私が後輩達によく言うのだが、審査官という人材は、真面目に大学で理工系を学び、昼夜実験に明け暮れ、公務員試験に合格した後、特許庁の審査室に送り込まれる。高校卒業以来、「人」と接触した回数そして時間は、人文系の人間と桁が違うのではなかろうか。

とにかく多くの審査官が「人」というものを知らないで過ごしてしまっている。それが原因で様々なトラブルを外の社会(人の世)で起こしがちである。これを乗り越えるためには、是非、多くの色々な違った分野(庁内にも色々な業務に携わっている人達がいる)や立場や業種の人と接触し、ある一定の距離感であらゆる人と接触できるようになってほしいものである。

■ おわりに

以上、過去の経験を踏まえて、縷々書きましたが、私のように役所を離れて10年以上、さらに海外居住ですので、今審査官の置かれている状況が良く分からないまま書いてしまいました。現役時代に「あれをもっとやっておけば良かった」とか「あの時、もっと違った態度で臨めば良かった」とか思わないよう、是非、現役時代という人生の中で大切な価値ある時間を思い切り全力で疾走されることを期待しています。読者諸氏の今後の一層のご活躍を期待しております。

Profile

1954年、東京都生まれ。東京大学農学部卒。
1993～95年、国際協力事業団の派遣専門家としてタイ商務省知的財産局に勤務。特許庁審査官(農水産、食品加工、金属電気化学)特許庁審判官(無機化学)を経て、1996年退官。
1996年、タイ・バンコクに工業所有権関連情報(特許・実用新案・意匠・商標)の提供、アジア全域、日本、欧米への工業所有権出願代行などの業務を行うS&I International Bangkok Office (<http://www.s-i-asia.com/>)を設立、社長に就任。
2005年、S&I Asia(バンコク)及びS&I Japan(東京)を設立。今日に至る。